

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)

大学院学生研究

2016年度研究成果報告書

| | | | | | |
|--|---|----|----------------|--|--|
| 研究科名 | 立教大学大学院 | 文学 | 研究科 | 教育学 | 専攻 |
| 研究代表者 (2017年3月現在のものを記入) | 在籍研究科・専攻・学年 | | 氏名 | | |
| | 文学研究科教育学専攻 博士後期課程1年 | | 今井 聖 印 | | |
| 指導教員 | 所属・職名 | | 氏名 | | |
| | 文学部教授 | | 北澤 毅 印 | | |
| 自然・人文・社会の別 | 自然 | ・ | 人文 | ・ | <input checked="" type="checkbox"/> 社会 |
| | | | 個人・共同の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人 | ・ 共同 名 |
| 研究課題 | 「いじめ―自殺」に関する法的実践のエスノメソドロジー ―Tyler Clementi事件の言説編成を参照して | | | | |
| 研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2017年3月現在のものを記入 | 在籍研究科・専攻・学年 | | 氏名 | | |
| | 文学研究科教育学専攻 博士後期課程1年 | | 今井 聖 | | |
| 研究期間 | 2016 年度 | | | | |
| 研究経費 (1円単位) | (支出金額) 199,916円 / (採択金額) 200,000円 | | | | |

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の課題は、社会問題としての「いじめ自殺」に対する人々の理解の仕方や常識を対象として、マスメディア報道などの具体的な言説から考察し、その特性について、経験的な調査から明らかにすることである。事例としては、2011年から社会問題化した、「大津市いじめ自殺事件」を分析対象とした。近年の、いじめ自殺「第4の波」期とも称される時期における「いじめ自殺」言説においては、「学校の責任」が問題化される傾向にあると指摘されてきた。こうした点について、構築主義、エスノメソドロジーの視点から、データ分析を行い、個別の事件における実相を検討するとともに、通時的・共時的な比較可能性を探究した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[いじめ自殺] [社会問題の構築主義] [エスノメソドロジー]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

(1) 2011年に滋賀県大津市で発生した中学生のいじめによる自殺とされる事件(「大津市いじめ自殺事件」)を対象とし、「いじめ自殺」事件において、学校の責任がいかに関及されるのかという点について、テキスト資料から、実証的に示した。具体的には、全国紙三大紙と地方紙を含む新聞報道、事件に関する第三者委員会調査および調査報告書、また大津地裁による和解勧告文をデータ資料として、それらにおける言説上の連関を明らかにした。特筆すべき点として、以下の点が挙げられる。

① エスノグラフィックな構築主義研究の視座としての、「トラブルのミクロ政治学」(R. M. Emerson & S. L. Messinger 1977)を分析の視点として採用し、その応用可能性を探究した。事件をめぐる「言説」に着目する本研究は、エスノグラフィックな構築主義研究を志向するものではないが、エマーソンとメシンジャーが提起した「トラブル処理屋(troubleshooter)」という概念を応用し、「大津市いじめ自殺事件」をめぐる(とりわけ「学校の責任」を追及する)言説編成において、市長がいかなる役割を果たしていたのかを跡付けた。

② 上記①の作業は、「責任」という現象やそれに関する人々の実践についての、社会的なアプローチを考察するための示唆を与えた。エスノメソドロジストのクルターが述べたように、「あらゆる種類の行為を記述するとき、わたしたちは一活動の素人分析家であれプロの分析家であれ一定の立場にたち、態度を決定し、論争の種となりかねないような観察をおこない、責任・意図・自覚・動機などを行為者に帰属せざるを得ない」(Coulter 1979=1998: 28)のであり、上記「大津市いじめ自殺事件」を対象とする分析の成果は、いわば「社会的責任」の追及といえる人びとの非難の言説実践やそれに対する関係者の対処の在り方が、一般にリジッドであるとみなされている「法的責任」が認定されるにおいても大きな影響力を有しているという点を実証したことである。

(2) 「大津市いじめ自殺事件」を対象として、学校を非難し、責任追及する言説において、マスメディア報道の中でも特にテレビ報道がいかなる報じ方をしていたのかについて、エスノメソドロジーの見地から分析した。ここでは、報道の「内容」のみならず、報じる「仕方」(「方法」)に着目して、テレビ報道が、人びとにとって、事件のどのような点を、いかに理解可能にしていたのかを検討した。特筆すべき点として、以下の点が挙げられる。

① ニュース映像のなかに現われる「子ども」の利用について、映像のなかで語る「子ども」が可能にしている事件の理解可能性(学校による「口止め」があった等)があることを指摘したとともに、その手続きをカテゴリー化分析の視点から論じた。具体的には、分析対象とした映像内において、「同じ中学校に通う生徒」は、学校から「口どめ」され、語る権利を学校によって剥奪された「被害者」としての役割と、当該学校に属する情報提供者としての役割を同時に担っていた。そしてそれにより、「問題のある学校」が手続き的に構成されていることを明らかにした。

② テレビ番組内において、事件の第三者である出演者たちが、事件とりわけ「問題のある学校」を語りうる存在として自らを提示することが可能になっているかを、カテゴリー化分析の視点から明らかにした。分析が示したのは、当該場面における参与者たちのカテゴリー化の実践と、状況や発話ターンに応じて合理的に発言を行っていくことの、相互反映性である。したがってこの分析は、人びとが学校の「問題」や「責任」をいかに語りうるのかという点を、「語る権利」という観点から考察したものである。

研究成果の概要 つづき

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④『「いじめ自殺」事件をめぐる学校責任の構成—大津市事件における学校非難の諸相から—』(共同発表:「いじめ」事件の事実認定と学校の責任問題—大津事件と高島事件の比較を通して)、2016年9月、日本教育社会学会。

④『「大津いじめ自殺事件」のテレビ報道における学校非難・責任追及言説の検討』、2017年1月、学校的社会化の現代的課題に関する総合的研究: <子ども理解>の制度化に着目して(科学研究費助成事業・基盤研究(B)研究代表 北澤毅)合同研究会。